

立川市景観計画変更(案)

1 一般地域・景観形成地区の届出の対象となる行為の規模

一般地域・ 景観形成地区	建築物の 建築等	工作物の建設等				開発行為		土地の造成、 土石、廃棄物 その他の物件 の堆積等								
		I	II	III	IV	現行	変更(案)									
砂川地域	高さ ≥15m 又は 延べ面積 ≥1,000㎡	高さ ≥10m, 又は 築造面積 ≥1,000㎡	—	高さ ≥5m	区域面積 ≥5,000㎡	開発区域 の面積 ≥500㎡	開発区域 の面積 ≥3,000㎡	造成面積 ≥3,000㎡								
基地跡地関連地域					—		—	区域面積 ≥1,000㎡	—	—						
一般市街地地域								すべて			—	区域面積 ≥3,000㎡	—			
都市軸沿道地区														—	—	—
中心市街地地区																
新市街地地区	—	—	—	—												
玉川上水地区					延べ面積 ≥10㎡	—	—	—	—	—						
五日市街道地区	高さ ≥10m 又は 延べ面積 ≥500㎡	—	—	—	—						—					
立川崖線地区	—					—	—	—	—	—						
国分寺崖線地区		—	—	—	—						—	—				

2 届出対象建築物等の色彩基準

		外壁						屋根色						色彩による景観形成の考え方		
		外壁基本色			強調色			アクセント色	現行			変更(案)				
		色相	明度	彩度	色相	明度	彩度		色相	明度	彩度	色相	明度			彩度
一般地域	砂川地域 基地跡地関連地域 一般市街地地域	00R~49YR	4以上85未満	4以下	00R~49YR	-	4以下	屋根の立ち上がりを外観としてとらえ外壁面に含めて面積割合を計算する。	屋根の立ち上がりを外観としてとらえ外壁面に含めて面積割合を計算する。	ただし、建築物の高さが10m未満の場合には、次の屋根色を用いて面積割合を計算することが出来る。	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下			
			85以上	15以下												
		5.0YR~5.0Y	4以上85未満	6以下	5.0YR~5.0Y	-	6以下									
85以上	2以下															
その他	4以上85未満	2以下	その他	-	2以下											
	85以上	1以下														
景観形成地区	都市軸沿道地区 中心市街地地区 新市街地地区 五日市街道地区	00R~49YR	4以上85未満	4以下	00R~49YR	-	4以下	屋根の立ち上がりを外観としてとらえ外壁面に含めて面積割合を計算する。	屋根の立ち上がりを外観としてとらえ外壁面に含めて面積割合を計算する。	ただし、建築物の高さが10m未満の場合には、次の屋根色を用いて面積割合を計算することが出来る。	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下			
			85以上	15以下												
		5.0YR~5.0Y	4以上85未満	6以下	5.0YR~5.0Y	-	6以下									
	85以上		2以下													
	その他	4以上85未満	2以下	その他	-	2以下										
		85以上	1以下													
	玉川上水地区	10m未満 かつ延べ 面積500 ㎡未満	00R~49YR	4以上85未満	4以下	-	-	-	50YR~50Y	6以下	4以下	50YR~50Y	6以下	4以下		
				85以上	15以下											
			5.0YR~5.0Y	4以上85未満	6以下										-	-
85以上		2以下														
その他		4以上85未満	2以下	-	-	-	50YR~50Y	6以下	4以下							
		85以上	1以下													
10m以上 又は延べ 面積500 ㎡以上	00R~5.0Y	4以上85未満	4以下	00R~49YR	-	4以下	50YR~50Y	6以下	4以下	50YR~50Y	6以下	4以下				
			6以下													
	その他	1以下	その他	2以下	その他	2以下										
立川崖線地区 国分寺崖線地区	00R~5.0Y	4以上85未満	4以下	00R~49YR	-	4以下	50YR~50Y	6以下	4以下	50YR~50Y	6以下	4以下				
			6以下													
その他	1以下	その他	2以下	その他	2以下											

備考

- ・街並みの中で著しく目立つものとして認識される赤や金色などの着色をしたガラスの使用は避け、ガラスの反射や透過による色彩も含めて周辺の街並み景観から突出しないことを基本とする。
- ・地域で伝統的に使われている屋根材、外壁材などがある場合は、建築物の屋根にあっては無釉の和瓦、銅版、草葺きによるものの色彩、建築物の外壁等や工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス、レンガ等の材料によって仕上げられる部分の色彩についてはこの基準によらないことができるが、周辺の街並みと調和を図るものとする。
- ・地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合や石材などの地域固有の自然素材を使用する場合については、景観審議会の意見を聴取した上で、これを尊重する。
- ・その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができる。

(注) 工作物の色彩については、建築物の外壁基本色の基準と同様にする。ただし他の法令で使用される色彩が定められているものについてはこの限りでない。また、橋りょう等で地域のイメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの、その他の良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができる。

(注) 敷地が一般地域と景観形成地区に跨る場合は、原則として景観形成地区の基準を適用する。

(注) 色彩基準の詳細については、別途定める「立川市景観色彩ガイドライン」による。